

(設置)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構基金規程（以下「機構基金規程」という。）第10条に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）の創設五十周年記念基金（以下「基金」という。）を設置する。

(目的)

第2条 基金は、本館における創設五十周年事業を広く一般の方々にも関与頂くことで、より一層の推進を図り本館の研究活動等の発展を促進するものとする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 創設五十周年記念史発行に対する助成
- 二 創設五十周年記念事業実施への助成
- 三 その他基金の目的達成に必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、次の各号に掲げる資金をもって充てる。

- 一 寄附申込サイトからの寄附金
- 二 前号以外の基金宛の寄附金
- 三 その他基金に繰り入れることが決定された資金
- 四 前各号に規定する資金から生じる果実

(基金委員会)

第5条 基金の運営に関する事項を審議するため、基金委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副館長（企画調整担当）
- 二 副館長（研究・国際交流・IR担当）
- 三 管理部長
- 四 創設五十周年記念事業企画実施部会長
- 五 総務課長
- 六 財務課長

2 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(基金の管理)

第6条 基金に係る寄附の受入れ及び管理については、この規則に基づき定めによるもののほか、人間文化研究機構会計規程（平成16年4月9日人間文化研究機構規程第46号）その他関係規程等の定めるところによる。

(事業年度)

第7条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務組織等)

第8条 基金に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、管理部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年6月27日から施行する。